福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量の評価状況について

2025年8月29日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。
本日、2025年7月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

7月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価
- 外部被ばく線量の最大値：7.72 mSv/月
- 内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以　上

＜添付資料＞
- 被ばく線量の分布等について

添付資料

被ばく線量の分布等について

１．外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去３ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表１に示す。

表１　外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.5月			R7.6月			R7.7月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5超え～10以下	0	24	24	0	11	11	0	13	13
1超え～5以下	5	398	403	1	391	392	10	431	441
1以下	988	6155	7143	1042	6375	7417	897	6377	7274
計	993	6577	7570	1043	6777	7820	907	6821	7728
最大(mSv)	2.6	7.4	7.4	1.1	7.1	7.1	2.09	7.72	7.72
平均(mSv)	0.05	0.24	0.22	0.05	0.22	0.20	0.06	0.23	0.21

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

２．外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の6月末（R3.4～R7.6）と7月末（R3.4～R7.7）を表２に、
年度の累積線量分布の6月末（R7.4～R7.6）と7月末（R7.4～R7.7）を表３に示す。

表２　5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.6月 (2021.4～2025.6)			R3.4～R7.7月 (2021.4～2025.7)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	143	143	0	152	152	0	9	9
20超え～50以下	38	1435	1473	39	1464	1503	1	29	30
10超え～20以下	77	1991	2068	77	1992	2069	0	1	1
5超え～10以下	138	1798	1936	138	1809	1947	0	11	11
1超え～5以下	391	2932	3323	394	2959	3353	3	27	30
1以下	1366	9348	10714	1387	9485	10872	21	137	158
計	2010	17647	19657	2035	17861	19896	25	214	239
最大(mSv)	37.32	72.26	72.26	39.14	73.75	73.75	－	－	－
平均(mSv)	2.11	5.75	5.38	2.11	5.77	5.40	－	－	－

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表３　年度累積線量

区分(mSv)	R7.4～R7.6月			R7.4～R7.7月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	20	20	0	54	54	0	34	34
5超え～10以下	0	191	191	1	288	289	1	97	98
1超え～5以下	42	1023	1065	64	1204	1268	22	181	203
1以下	1191	6454	7645	1217	6593	7810	26	139	165
計	1233	7688	8921	1282	8139	9421	49	451	500
最大(mSv)	3.9	12.8	12.8	5.83	13.62	13.62	－	－	－
平均(mSv)	0.14	0.64	0.57	0.17	0.80	0.71	－	－	－

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

３．特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※１の累積線量分布を表４に示す。

表４　累積線量　（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

※１　特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第７条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が１時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※２　特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※３　ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※４　H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

４．等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去３ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表５に、等価線量（水晶体）分布を表６に示す。

表５ 皮 膚

区分(mSv)	R7.5月			R7.6月			R7.7月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	3	3	0	6	6	0	0	0
5超え～10以下	0	39	39	0	26	26	0	14	14
1超え～5以下	7	465	472	1	454	455	10	463	473
1以下	986	6070	7056	1042	6291	7333	897	6344	7241
計	993	6577	7570	1043	6777	7820	907	6821	7728
最大(mSv)	2.6	14.7	14.7	1.1	15.0	15.0	2.09	7.72	7.72
平均(mSv)	0.05	0.30	0.26	0.05	0.28	0.25	0.06	0.24	0.22

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は５００mSv/年（緊急被ばく限度１Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表６ 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.5月			R7.6月			R7.7月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5超え～10以下	0	24	24	0	17	17	0	14	14
1超え～5以下	5	421	426	1	405	406	10	463	473
1以下	988	6132	7120	1042	6355	7397	897	6344	7241
計	993	6577	7570	1043	6777	7820	907	6821	7728
最大(mSv)	2.6	8.5	8.5	1.1	8.2	8.2	2.09	7.72	7.72
平均(mSv)	0.05	0.26	0.23	0.05	0.24	0.21	0.06	0.24	0.22

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は５０mSv/年かつ、１００mSv/５年（緊急被ばく限度３００mSv）となっている。なお、令和３年４月１日以前の眼の水晶体の等価線量限度は１５０mSv/年（緊急被ばく限度３００mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の１cm 線量当量、Ｘ・γ線およびβ線の3mm 線量当量とする。ただし、Ｘ・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70μm 線量当量としている。（R3.4月より）

５．等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の6月末（R7.4～R7.6）と7月末（R7.4～R7.7）の等価線量（皮膚）の年度累積分布の比較を表７に、6月末（R7.4～R7.6）と7月末（R7.4～R7.7）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表８に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の6月末（R3.4～R7.6）と7月末（R3.4～R7.7）を表９に示す。

表７ 皮 膚

区分(mSv)	R7.4～R7.6月			R7.4～R7.7月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	8	8	0	9	9	0	1	1
10超え～20以下	0	55	55	0	100	100	0	45	45
5超え～10以下	0	245	245	1	333	334	1	88	89
1超え～5以下	49	1071	1120	69	1234	1303	20	163	183
1以下	1184	6309	7493	1212	6463	7675	28	154	182
計	1233	7688	8921	1282	8139	9421	49	451	500
最大(mSv)	3.9	34.0	34.0	5.83	35.95	35.95	－	－	－
平均(mSv)	0.14	0.79	0.70	0.18	0.95	0.84	－	－	－

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は５００mSv/年（緊急被ばく限度１Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表８ 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4～R7.6月			R7.4～R7.7月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	36	36	0	71	71	0	35	35
5超え～10以下	0	208	208	1	293	294	1	85	86
1超え～5以下	43	1016	1059	66	1242	1308	23	226	249
1以下	1190	6428	7618	1215	6533	7748	25	105	130
計	1233	7688	8921	1282	8139	9421	49	451	500
最大(mSv)	3.9	14.3	14.3	5.83	15.69	15.69	－	－	－
平均(mSv)	0.14	0.68	0.61	0.17	0.85	0.75	－	－	－

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は５０mSv/年かつ、１００mSv/５年（緊急被ばく限度３００mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の１cm 線量当量、Ｘ・γ線およびβ線の3mm 線量当量とする。ただし、Ｘ・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70μm 線量当量としている。

表９ 眼の水晶体　5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.6月 (2021.4～2025.6)			R3.4～R7.7月 (2021.4～2025.7)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	179	179	0	192	192	0	13	13
20超え～50以下	40	1535	1575	41	1556	1597	1	21	22
10超え～20以下	75	1984	2059	75	1987	2062	0	3	3
5超え～10以下	142	1718	1860	143	1745	1888	1	27	28
1超え～5以下	394	2915	3309	396	2941	3337	2	26	28
1以下	1359	9316	10675	1380	9440	10820	21	124	145
計	2010	17647	19657	2035	17861	19896	25	214	239
最大(mSv)	37.32	73.30	73.30	39.14	74.70	74.70	-	-	-
平均(mSv)	2.14	6.05	5.65	2.14	6.07	5.67	-	-	-

※ＡＰＤ値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は５０mSv/年かつ、１００mSv/５年（緊急被ばく限度３００mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の１cm 線量当量、Ｘ・γ線およびβ線の3mm 線量当量とする。ただし、Ｘ・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70μm 線量当量としている。

以　上